

令和8年度  
埼玉県立久喜工業高等学校  
いじめ防止基本方針

令和8年4月1日  
埼玉県立久喜工業高等学校

## 目 次

はじめに	・・・	2
第1 いじめの未然防止のための取組	・・・	2
第2 いじめ問題に向けての校内組織	・・・	2
第3 いじめ早期発見への取組	・・・	3
第4 いじめの早期解決への取組	・・・	4
第5 いじめ防止対策推進法第28条における 「重大事態」の対応について	・・・	4
第6 インターネットを通じて行われるいじめ対策	・・・	5
第7 年間行事予定	・・・	5

## はじめに

埼玉県立久喜工業高等学校は、いじめ防止対策推進法第13条に基づき、全教職員が、「いじめは絶対に許さない」という基本認識に立ち、全校生徒が「安心・安全で明るく楽しく勉強や部活動などの学校行事に頑張って学校生活を送れる」学校づくりのために、ここに「いじめ防止基本方針」を策定するものである。

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

## 第1 いじめの未然防止のための取組

本校は、全教職員が、いじめ問題に無関係でいる生徒はいないとの認識の下、企画委員会や生徒指導部、各学年、各学科、各教科等で以下の取組を計画的に実施する。

- (1) 生徒のいじめに対する意識を啓発するとともに、保護者の意識啓発に力を入れるために、生徒対象いじめ防止講演会やPTA総会等でいじめに関する講演会を実施する。
- (2) 生徒指導部が主催して、ネットいじめ問題について生徒向け講演会を毎年度実施する。その際に、保護者の参加を積極的に呼びかける。

## 第2 いじめ問題に向けての校内組織

第22条 学校は、当該学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有するものその他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織を置くものとする。

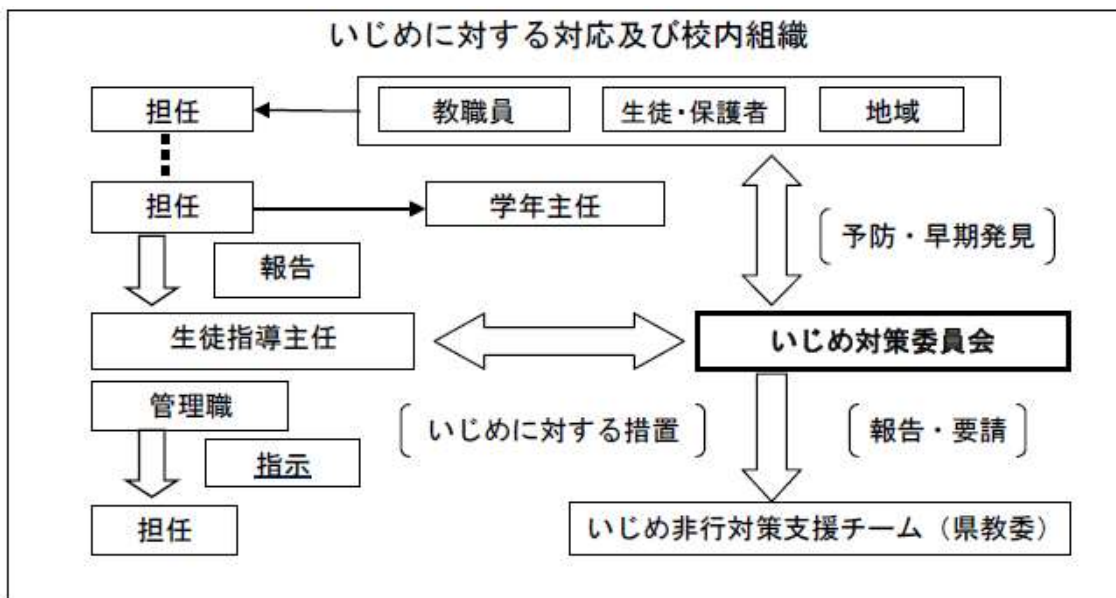
本校では、いじめ防止等の対策を実効的に行うため、「久喜工業高等学校いじめ対策委員会」（以下「いじめ対策委員会」という。）を設置する。

### 【構成員】

この委員会の構成員は、管理職、生徒指導部主任・副主任、各学年主任、養護教諭とする。ただし、個々の事案によって、各学科長・教科主任、学級担任や部活動顧問等を含めることができる。また、必要に応じて、心理や福祉の専門家や「いじめ・非行対応支援チーム」の参加を県教育委員会に要請する。

### 【活動内容】

- 家庭や地域、関係機関との密接な連携を図り、いじめ防止対策を行う。
- いじめが発生した時に、組織的に迅速かつ適切な対応を行う。
- その他必要と認められたことを実施する。



## 第3 いじめ早期発見への取組

- (1) 生徒指導部は、「生徒対象いじめアンケート調査」を年2回（7月、12月）実施する。
- (2) 生徒指導部は、「保護者対象いじめアンケート調査」を年2回（7月、12月）実施する。
- (3) 全教職員が、生徒のささいな変化に気づき、生徒の現状を全職員で情報共有し、情報に基づき速やかに対応するため、全教職員が以下の取組を実践する。
  - ① 担任は、朝会の際に生徒の出欠席及び健康状態を確認し、異常が認められた場合は、生徒と面談を実施するとともに、保護者に連絡して情報の共有を図る。また、必要に応じて、管理職、学年主任、学科長、生徒指導主任や養護教諭と情報共有をするとともに、連携していじめの早期発見に努める。
  - ② 教科担当は、授業開始時に生徒の健康状況を確認し、異常が認められた場合は、担任に報告する。
  - ③ 部活動顧問は、部活動時に生徒の健康状況を確認し、異常が認められた場合は、生徒と面談を実施するとともに、担任と情報共有を図る。また、必要に応じて、管理職、学年主任、生徒指導主任や養護教諭と情報共有をする。
  - ④ 養護教諭は、保健室に来室した生徒の健康状態を確認するとともに、生徒から

相談を受けた内容を担任に報告するとともに、必要に応じて管理職や学校医等に報告し、適切な対応を行う。

- (4) 「いじめ対策委員会」は、いじめ防止研修会の開催を年間計画に位置づけ、全教職員の資質向上に努める。

#### 第4 いじめの早期解決への取組

- (1) いじめ問題が発生した時は、生徒指導部が中心となり、情報の収集及び対応を協議する。その後、必要に応じて「いじめ対策委員会」を開催し対応を協議する。また、保護者と連携を図り、学校の取組についての情報を速やかに保護者に伝えるとともに、早期解決のために協力を依頼する。
- (2) いじめに係る相談等において他校の生徒が関わるいじめの事実があると思われるときは、管理職を通じて当該校への通報その他の適切な措置をとる。
- (3) いじめが発生した時は、いじめに対する措置の結果を県教育委員会へ速やかに報告する。

#### 第5 いじめ防止対策推進法第 28 条における「重大事態」の対応について

##### 【重大事態の意味】

- 1 いじめにより児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 2 いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

##### 【「疑いがある」の意味】

いじめの行為と自殺や不登校等との間に因果関係が存在するとの確証がなくとも、因果関係が存在する可能性があれば、「疑いがある」ことになる。また、そもそもいじめがあったこと自体がはっきりしていなくても、いじめが原因で自殺や不登校に至った可能性があれば、「疑いがある」ことになる。

さらに、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった時は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても、重大事態が発生したもとのとして報告・調査等にあたる。

- 1、2の場合には、「いじめ対策委員会」の判断により、重大事態が発生したもとのとして迅速に調査等に当たる

本校では、この重大事態を全教職員が理解し、重大事態が発生した時、調査で得た情報は、生徒及びその保護者に提供する。さらに、埼玉県教育委員会に報告する。

調査にあたっては、公平性・中立性確保の観点から「いじめ対策委員会」を母体とし、弁護士・精神科医・学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有するものであって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は、特別の利害関係を有しない者の参加を図る。また、必要に応じて、県教育委員会と連携し、県の問題調査審議会の委員等の派遣を県教育委員会に要請する。

## 第6 インターネットを通じて行われるいじめ対策

本校では、「いじめは絶対に許さない」という理念に基づき、生徒がインターネット上のいじめに遭遇しないよう情報モラルの徹底を図る。

- (1) 全校集会等を活用して、ネットいじめについて意識啓発を図る。
- (2) 生徒の意識啓発とともに保護者の意識啓発を行うために、いじめ意識啓発の講演会に保護者の積極的参加を促す。

## 第7 年間行事予定

月	内 容
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校いじめ防止基本方針の施行（企画委員会）</li> <li>・学校のHPに学校いじめ防止基本方針を掲載し、公表</li> <li>・新入生に対するいじめ防止教育（生徒指導部）</li> <li>・いじめ防止教育（学年・生徒指導部）</li> </ul>
5月	・PTA 総会において、「いじめ防止対策」について報告
6月	・学校評議員会において基本方針の協議
7月	・第1回生徒、保護者対象いじめアンケート調査
9月	
10月	・生徒対象いじめ防止講演会実施
11月	・いじめ撲滅強調月間
12月	・第2回生徒、保護者対象いじめアンケート調査
1月	
2月	・学校評議員会において基本方針の協議（企画委員会）

3月	<ul style="list-style-type: none"><li>・今年度の問題の検討及び新年度の取り組み検討（いじめ対策委員会）</li><li>・企画委員会において、今年度の成果・課題の検討及び新年度の取り組みを検討（企画委員会）</li></ul>
----	--